

令和3年度 年末の交通安全県民運動 鳥取市実施要綱

期 間

令和3年12月13日（月）～12月22日（水）

鳥取県交通安全年間スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

目 的 降雪等による道路環境の悪化による交通事故や、忘年会等で飲酒する機会が増えることで飲酒運転による交通事故の発生が懸念される。
市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通安全思想の高揚と交通事故防止を図る。

重 点

- 1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 横断歩道における歩行者保護の徹底

12月15日（水）は
「交通安全にみんなで参加する日」及び
「交通マナーアップ強化日」

～鳥取市交通安全対策協議会～

重点事項1

夕暮れ時と夜間の交通事故防止

日没時間の急激な早まりとともに、夕暮れ時や夜間には重大な交通事故につながるおそれのある交通事故が多発しています。夕暮時夜間における反射材用品の着用や、前照灯の早期点灯を心がけましょう。

◎運転者は・・・

- 日没30分前には前照灯を点灯しましょう。
- 夜間走行時、対向車や先行車がないときにはライトを上向き（ハイビーム）にするなどして歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。
- 夕暮れ時・夜間は特にスピードを控え、周囲に気を配った安全運転に努めましょう。

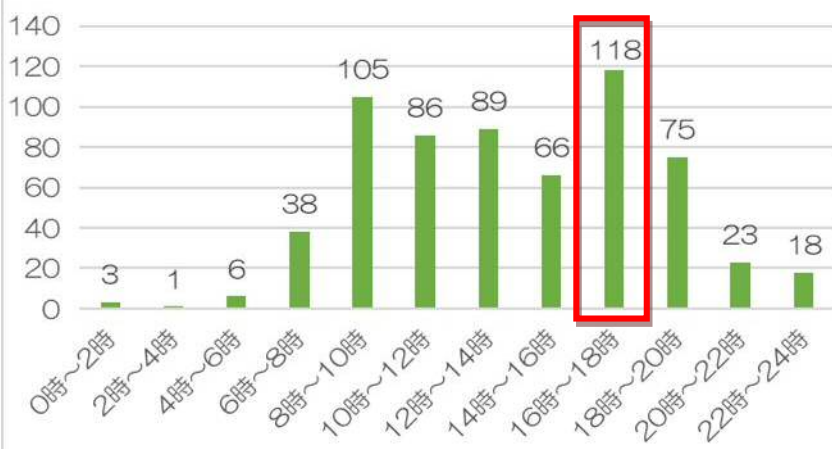
◎歩行者・自転車利用者は・・・

- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい色の服装を心がけ、反射材用品を着用しましょう。
- 夕暮れ時や夜間に自転車を利用する際は、必ず前照灯を点灯し、スピードを控えた安全運転に努めましょう。

◎地域・家庭・学校・関係機関等では・・・

- 夕暮れ時の前照灯の早期点灯と、夜間走行時の前照灯のこまめな切り替え（ハイビームの活用）について、周知徹底に努めましょう。
- 夜間及び薄暮時における交通事故防止に効果が高い反射材用品の普及啓発に努めましょう。

令和2年 鳥取県内時間別交通事故発生状況



(参考：鳥取県警察本部 令和2年版交通年鑑)

例年、歩行者や自転車が見えにくくなる16時～18時の時間帯に交通事故が多発しています。歩行者は反射材の着用を、運転者は前照灯の早めの点灯に努めましょう。



重点事項2

自転車の安全利用の推進

自転車は身近な交通手段ではありますが、交通事故全体に占める割合は増加傾向にあるため、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底が必要です。

◎自転車利用者は・・・

- 自転車安全利用五則を遵守しましょう。
- スマートフォンを使用した「ながら運転」やイヤホンを使用した危険な運転等はやめましょう。
- ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車損害賠償保険等に加入しているか見直しましょう。

◎地域・家庭・学校・関係機関では・・・

- 自転車の安全利用について街頭指導や声かけをしましょう。
 - ・歩道通行時は歩行者を優先
 - ・自転車利用中の傘差し、携帯電話、イヤホンなどの使用の危険性
- 幼児・児童が自転車に乗るときは、自転車用ヘルメットの着用を促しましょう。
- 自転車事故被害者救済に関する各種保険制度の普及啓発に努めましょう。

<自転車安全利用五則>

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



<主な自転車保険>

自転車事故による損害を賠償するための備えとして、以下のようなものがあります。

個人賠償責任保険
他人にけがをさせたり他人のものを壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険。
傷害保険
自転車での転倒など、自分のけがに備える保険。
TSマーク付帯保険
自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険で、傷害保険と賠償責任保険が付帯されている。保険期間は1年。

重点事項3

飲酒運転の根絶

飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として発生していることから、「飲酒運転をしない・させない」という気持ちを持ち、「思いやり・ゆずり合い」の運転が重要です。

◎運転者・その周りの人は・・・

- 飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にやめましょう。
 - ・「飲酒運転をなくすための3つの約束」の実践
 - ・「ハンドルキーパー運動」の実践
 - ・公共交通機関や自動車運転代行サービスの利用
- 飲酒した翌日もアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮しましょう。
- 自宅で飲酒する際は、飲酒後に運転して買い物等に出かけることがないように、よく考えましょう。
- 自転車利用者も飲酒運転は絶対にやめましょう。

◎家庭・地域・職場・関係機関では・・・

- 飲酒運転をしない・させない環境作りに努めましょう。
 - ・朝礼や会議などの機会を活用した指導の徹底
 - ・飲酒運転を「しない・させない・許さない」意識を広報啓発

◎酒類提供業者は・・・

- 運転者への酒類提供禁止とハンドルキーパー運動を推進しましょう。
- 店内に飲酒運転根絶啓発用ポスター・チラシを掲示し、客に対して注意を促しましょう。

【飲酒運転】 ※運転者以外にも罰則が科せられます！

＜運転者・車両の提供者＞

酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

＜酒類提供者・車両の同乗者＞

酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



○飲酒運転をなくすための3つの約束

- (1) お酒を飲んだら運転しない
- (2) 運転する人にはお酒を飲ませない
- (3) お酒を飲んだ人には運転させない

ハンドルキーパー運動とは

自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、ハンドルキーパーがお酒を飲まないで仲間を自宅まで送り届ける運動です。



重点事項4

横断歩道における歩行者保護の徹底

横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合、車は一時停止するよう道路交通法で定められていますが、鳥取県内では約 7 割の車が止まらない実態があります。運転者は横断歩行者を優先した「思いやり運転」、歩行者は運転者に横断する意思を伝える「手上げ横断」を実施しましょう。

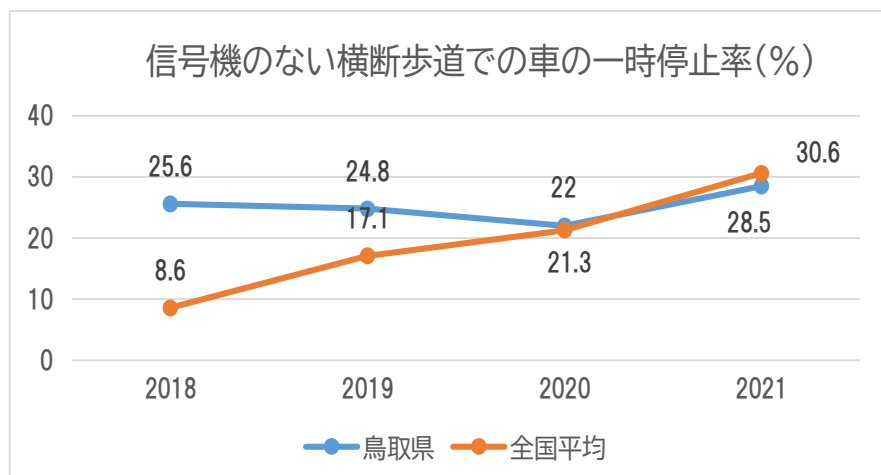
◎運転者は・・・

- 歩行者や自転車が横断しているときや横断しようとしているときは、手前で一時停止をして歩行者や自転車に道を譲りましょう。
- 横断歩道に近づいたときは、横断する人や自転車がいないことが明らかな場合を除いて、その手前で停止できるように速度を落として進みましょう。
- 子どもや高齢者に対する「思いやり運転」を心がけましょう。



◎歩行者は・・・

- 道路・横断歩道を横断するときは・・・
 - ・手を挙げるなどして運転者に横断する意思を明確に伝えましょう。
 - ・車の通過や停止を待ち、左右の安全確認を行ってから横断しましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい色の服装を心がけ、反射材用品を着用しましょう。



歩行者がいる場合は必ず一時停止をしましょう！

「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」によると、2021 年調査時における鳥取県の信号機のない横断歩道における車の一時停止率は 28.5% となり、全国平均 30.6% を下回りました。(参考：JAF 調査結果)
信号機のない横断歩道で歩行者が横断しようとしているときは、必ず手前で一時停止を行い、歩行者に道を譲りましょう。

※信号機のない横断歩道を渡る歩行者の妨害は「横断歩行者等妨害等違反」に問われ、普通車の場合は 2 点の違反点と 9 千円の反則金が科されます。